

## 令和6年度 青森市地域企業成長加速化支援業務 公募型プロポーザル質問回答書

| No. | 対象書類                                 | 質問内容  | 回答  |
|-----|--------------------------------------|---|---|
| 1   | 仕様書 P1<br>2 業務内容<br>(1)有望な企業等の発掘及び選抜 | SNS広告やSNS発信で募集をかけると市外事業者の申し込みが多数想定されます。下記を申込時の規約、注意事項として記載し、申込時に規約の承諾を得ることで実務上運用して差し支えないか。<br>「新規事業として市内に事業拠点を設置予定、または市内事業者との協業による新規事業の立ち上げを予定する市外事業者」  | 差し支えありません。  |
| 2   | 仕様書 P1<br>2 業務内容<br>(1)有望な企業等の発掘及び選抜 | 「なお、プログラムの実施にあたり、妥当と考えられる受講料(無料を含む)を設定すること。」とありますが、受講料に対する金額の上限額、妥当額はありますか。   | 受講料の上限額及び妥当額はありません。<br>なお、令和5年度における本プログラムにおいては、受講料は無料として実施しました。   |
| 3   | 仕様書 P1<br>2 業務内容<br>(1)有望な企業等の発掘及び選抜 | 「なお、プログラムの実施にあたり、妥当と考えられる受講料(無料を含む)を設定すること。」とありますが、受講料の収入は、提案者が収受して良いですか。   | 受講料を徴収する場合は、市の歳入とします。   |
| 4   | 仕様書 P1<br>2 業務内容<br>(1)有望な企業等の発掘及び選抜 | 「プログラムの実施にあたり、妥当と考えられる受講料」という記載について、参加者から受講料を徴求するとした場合、委託料上限額である10,000千円とは別枠で、受講料も含めた総事業費を10,000千円超とすることが可能という理解でよろしいでしょうか。もしくは、受講料を徴求した場合でも、総事業費は10,000千円を超えられない（徴求した受講料は業務委託料から控除する）ということでしょうか。 | 受講料を徴収する場合は、市の歳入となりますので、委託料上限額10,000千円の範囲内で提案してください。また、徴収した受講料を業務委託料から控除する必要はありません。なお、受講料については、実施段階において改めて市と協議してください。 |

## 令和6年度 青森市地域企業成長加速化支援業務 公募型プロポーザル質問回答書

| No. | 対象書類                                      | 質問内容  | 回答   |
|-----|---|---|--|
| 5   | 仕様書 P1-2<br>2 業務内容<br>(2)集中支援プログラムの企画及び運営 | 「経営戦略、資本政策、知財戦略、人事戦略、法務、マーケティング、ブランディング」が想定されていますが、創業初期のスタートアップは、まずは意識改革や顧客のニーズを把握することを最重要としたいので、上記の専門性が高い要素は動画による任意学習でカバーされていれば良いですか。  | 企業の成長ステージに応じた有益な集中支援プログラムについては、受託者がより効果的と考える具体的な内容を企画提案書により提案してください。                                     |
| 6   | 仕様書 P2<br>2 業務内容<br>(2)集中支援プログラムの企画及び運営   | 「地域の関係機関や採択者間の交流の機会の提供」が想定されていますが、全国の広域から応募があると想定されるので、主としてオンラインによる交流機会を設けることで差し支えないですか。  | 企業の成長ステージに応じた有益な集中支援プログラムについては、受託者がより効果的と考える具体的な内容を企画提案書により提案してください。                                     |
| 7   | 仕様書 P2<br>2 業務内容<br>(2)集中支援プログラムの企画及び運営   | 「本プログラムの運営にあたっては、本市が中心となって運営する「AOMORI STARTUP CENTER( <a href="https://ao-sta.com/">https://ao-sta.com/</a> )」のほか、地域の関係機関と積極的に連携を図ること。」とありますが、本プログラムにおける講義、メンタリングなどのイベントについて、「AOMORI STARTUP CENTER」関係者に参加いただく機会を作ろうと思っておりますが、差し支えないですか。(機密の保持等に抵触しないか) | 仕様書に記載のとおり、本プログラムの運営にあたっては、AOMORI STARTUP CENTERのほか、地域の関係機関と積極的に連携を図るとともに、機密の保持等についても仕様書に記載の事項を遵守してください。 |
| 8   | 仕様書 P2<br>2 業務内容<br>(3)成果発表イベントの開催        | 重要度が高いイベントと理解しました。<br>プログラムの募集段階で日時、場所を決め、採択された場合は参加することを応募条件として差し支えないですか。  | 差し支えありません。<br>なお、日時、場所等の詳細については、実施段階において改めて市と協議してください。   |

## 令和6年度 青森市地域企業成長加速化支援業務 公募型プロポーザル質問回答書

| No. | 対象書類                        | 質問内容   | 回答  |
|-----|-----------------------------|--|---|
| 9   | 仕様書 P2<br>3 共通仕様<br>(1)実施体制 | 「本業務を遂行する上で必要な関係機関との協議については、受託者の責任において適正に処理する…」という記載について、これは、本業務の一部を第三者へ委託することが可能という理解でよろしいでしょうか。その場合、企画提案書内の実施体制に記載していれば事足りるということでしょうか。 | 市の一般的な委託業務においては、受託者が委託業務の全部又は一部を委託し、又は請け負わせてはならないが、あらかじめ書面により委託者の承認を得た場合は、この限りでないとしているため、再委託を考えている場合は、企画提案書の実施体制に記載していただくことに加え、実施段階において再委託の可否について改めて市と協議してください。 |
| 10  | 仕様書 P2<br>3 共通仕様<br>(3)情報共有 | 「受託者は、定期的に市と業務の進捗状況を共有する打合せを実施するとともに、必要に応じて、随時業務に関する打合せを実施すること。」とありますが、原則オンライン開催で差し支えないですか。  | 当該打合せの目的を達することができればオンライン開催でも差し支えありません。  |
| 11  | 仕様書 P2<br>3 共通仕様<br>(3)情報共有 | 「受託者は、定期的に市と業務の進捗状況を共有する打合せを実施するとともに、必要に応じて、随時業務に関する打合せを実施すること。」とありますが、想定頻度と一回あたりの時間をご教示いただくことは可能でしょうか。                                  | 打合せに関して想定頻度や一回あたりの時間については、現時点において想定はありません。当該打合せの目的を達することが可能と考える頻度・時間を企画提案書により提案してください。  |
| 12  | 仕様書 P2<br>3 共通仕様<br>(3)情報共有 | 「なお、打合せの際には、その内容を記録し、市へ共有すること。」とありますが、オンライン打ち合わせとし、動画のアーカイブの提出を持って記録とすることで差し支えないですか。   | 打合せに際しては、その内容を記録し、都度、書面により市へ共有してください。   |
| 13  | 仕様書 P3<br>5 成果品             | 「①業務実施報告書 1部」とありますが、こちら体裁、分量(ページ数)と制約、指定はありますか。  | 業務実施報告書について、本業務の実施状況を網羅したものとし、体裁、分量(ページ数)、制約等について指定はありませんが、実施段階において改めて市と協議してください。   |

## 令和6年度 青森市地域企業成長加速化支援業務 公募型プロポーザル質問回答書

| No. | 対象書類                             | 質問内容   | 回答   |
|-----|----------------------------------|--|--|
| 14  | 仕様書 P3<br>5 成果品                  | 「②その他関係書類 1式」とありますが、本事業の特性を鑑み、採択企業のプレゼン資料を想定していますが、他に指定はありますか。   | その他関係書類について、現時点においては具体的に指定するものではありませんが、業務の実施内容に応じて、市が指定します。          |
| 15  | 仕様書 P3<br>5 成果品                  | 「③本業務実施にあたり制作した成果品(写真・映像データ等) 1式」とありますが、本事業の特性を鑑み、デモデイの映像データを想定していますが、他に指定はありますか。                      | 本業務実施にあたり制作した成果品について、現時点においては具体的に指定するものではありませんが、業務の実施内容に応じて、市が指定します。 |
| 16  | (様式第3号)<br>公募型プロポーザル<br>類似業務実績調書 | 類似業務として、官公庁から民間を通じて弊社にオーダーがあった事例を提出予定です。弊社へのオーダーは民間企業からなので要求仕様が網羅された「仕様書」がありません。当社から提出した提案書で差し支えないですか。 | 類似業務実績として、業務内容が確認できる書類を提出してください。                                     |